

頑張っているお母さんをサポートします！



産後ケア事業

～平成 31 年 4 月 1 日よりスタート～

産後ケア事業とは？

助産院で産後のこころと身体の回復のために休養をとりながら、助産師からの授乳・育児支援を受けられる事業です。宿泊型とデイサービス型（日中のみ）があります。

産後ケアを利用できる方

【対象】

町内に住所があり、生後 5 か月末満のお子さんとそのお母さん（医療を受ける必要のある方は対象外になります）以下の項目のいずれかに当てはまる方。

*産後のからだの回復に不安があり休養が必要である。

*出産後のこころの不調や育児不安が強い。

*家族からの十分育児や家事等の支援が受けられない。

*その他町長が認める場合。



利用中に受けられる支援の内容

- ・お母さんの心身のケアと生活面の相談
- ・乳房のケアや授乳相談（抱き方や吸わせ方、赤ちゃんとの接し方、乳房トラブルの対応など）
- ・赤ちゃんの発育・発達に合わせた育児相談・育児指導（沐浴、赤ちゃんの体重測定）
- ・お母さんの休息、食事等の提供

など必要に応じてそのほかのケアや支援を行う。

利用可能期間

原則 7 日以内（分割利用可能・特に必要と認められる場合延長可）



利用可能期間

出産した施設以外での利用の場合：利用を開始した日から起算し、終了した日までの日数とする。
出産した施設で引き続き利用の場合：退院した日の翌日から起算し、終了した日までの日数とする。

利用料金

利用者負担額：利用料金の2割（残り8割は町負担）

（非課税世帯は1割負担、生活保護世帯は自己負担なし）



利用方法

産後ケア事業を利用する際には利用可能な施設にご相談していただき、利用する前に医師や助産師の意見が記入されている「産後ケア事業利用申請書兼個人情報提供・閲覧同意書」を持参のうえ役場民生課に申請してください。

申請に必要な書類等

産後ケア事業利用申請書兼個人情報提供・閲覧同意書（町ホームページからダウンロード可）
母子手帳、印鑑

利用可能な施設（H31.4.1 現在）

【よしみ助産院】

住所：飯田市立石 710 番地

TEL：090-8326-7045



お問い合わせ先
阿南町役場民生課健康支援係
電話 0260-22-4051